

# 仁礼小学校『いじめ防止基本方針』

平成26年3月12日制定

## 【いじめの定義】

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

## 長野県の「いじめ防止等の対策の目指す方向」

- (1) すべての児童生徒が、いじめを許さず、自他ともに尊重しながら、人間関係を築くことができるようにするとともに、安心して学習やその他の活動に取り組むことを目指し、未然防止に努めます。
- (2) 児童生徒が自己有用感を感じたり、自己肯定感を高めたりすることができる機会を設けるように努めます。
- (3) 児童生徒を大勢の大人の目で見守るとともに、児童生徒や保護者が相談しやすい環境を整え、いじめが大事になる前に早期発見・早期対応に努めます。
- (4) いじめが起きたときは、いじめられた児童生徒の心身の安全を第一に、児童生徒の気持ちに寄り添い、学校、家庭、その他の関係者が連携して支援・指導を継続し、いじめ問題を乗り越えることを目指します。

「いじめ問題」にはどのような背景があるかを十分に認識し、どの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、日々「未然防止」「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」を的確に行う。

全教職員が以下に示すいじめの基本認識をしっかりともち、仁礼小学校の学校教育目標である「心豊かに学ぶ子どもの育成」のもと「友から学び友情を深める子ども」の姿をめざして『仁礼小学校いじめ防止基本方針』を定める。

## 【本校のいじめに対する基本的姿勢】

- ・いじめは絶対に許されないという強い認識に立つこと
- ・いじめに対してはいじめられた子どもの立場に立った指導を行うこと
- ・全職員・保護者が一体となって取り組むこと
- ・いじめは、学校・家庭教育の在り方に大きくかかわる問題であるという認識にたつこと

## 【本校の基本理念】

心豊かに学ぶ子どもの育成 ～友から学び 友情を深める子ども～

○人権感覚を磨き、いじめや差別を進んでなくしていける児童の育成に努める。

### 【具体的な取り組み】

#### I いじめの未然防止について

##### (1) 人権教育の充実

- ・全教育活動を通じた人権教育の推進を年間計画のもと実施し、いじめのない誰もが楽しいと思える学校づくりを推進する。
- ・いじめは、相手の「基本的人権を脅かす行為であり、人間として決して許されるものではない」ことを、子どもたちに理解させる。
- ・子どもたちが人を思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る。
- ・自他の良さを大切に、相手を思いやる心を育てるために自尊感情の育成を図る。

##### (2) 道徳教育の充実

- ・道徳の授業により、未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」を未然に防止する。
- ・いじめを「しない」「許さない」という人間性豊かな心を育てる。
- ・児童の実態に合わせて、内容を十分に検討した題材や資料等を取り扱った道徳の授業を実施する。
- ・子どもたちの実態に即した資料に出会わせ、人としての「心づかい」「やさしさ」等に触れることによって、自分自身の生活や行動を省み、いじめを抑止する。
- ・6月と11月の「人権教育旬間」において、各学年でいじめ・差別等をなくすための学習を実施する。

##### (3) 体験教育の充実

- ・子どもたちが、友だちや社会・仁礼の自然との直接的なかかわりの中で、自分と向き合い、生命に対する畏敬の念、感動する心、共に生きる心に自らが気づき、発見し、体得する。
- ・福祉体験やボランティア体験、勤労体験等、発達段階に応じた体験活動を計画的に展開し、教育活動に取り入れる。
- ・異学年交流、小中連携、保小連携、特別支援学校との交流等を計画的に実施し、人と人のつながりを大切にする。

##### (4) 教科等・特別活動での人権感覚の育成

- ・授業をはじめとする学校生活のあらゆる場面において、友だちと関わり、認め合う場を設定する。

- ・授業での自己評価・相互評価の場を設定し、自尊感情や自己肯定感を高める。
- ・児童会活動においても、自尊感情や自己肯定感を高めるための取組を児童主体で行う。
- ・インターネット上のいじめについては、インターネットを使用する際のルールやモラルを指導するとともに、平素から情報を得るように心がけ、保護者の協力のもと、関係機関との連携を図り、速やかな解決に努める。

#### (5) 保護者や地域の方への働きかけ

- ・学年学級懇談会、PTA 講演会、HP、学校・学年・学級だより等による情報発信を行い、活動により、いじめ防止対策や対応についての啓発を行う。
- ・人権教育旬間の参観日や人権教育講演会等で、差別やいじめについて親子で考える機会を設ける。
- ・個人懇談や家庭訪問等で、児童の様子について情報を共有しておく。
- ・PTAの各種会議等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設ける。
- ・インターネットを使用する場合のルールやモラルについて啓発や親子研修を行い、ネットいじめの予防を図る。

## II いじめの早期発見について

### (1) 日常の取り組み

- ・教職員が子どもたちと共に過ごす機会を積極的に設けることを心がけ、いじめの早期発見を図る。
- ・休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に、子どもたちの様子に目を配り、「子どもたちがいるところには、教職員がいる」ことを心がける。
- ・いじめの早期発見のためのチェックリストを活用する。
- ・いじめの相談の窓口があることを知らせる掲示をし、相談しやすい環境づくりをする。

### (2) 日記や連絡帳の活用

- ・日記や生活ノートの活用によって、担任と子ども・保護者が日頃から連絡を密に取り、信頼関係を構築する。
- ・気になる内容については、教育相談や家庭訪問等を実施し、迅速に対応する。

### (3) いじめ調査アンケート・教育相談の実施

- ・アンケートは発見の手立ての一つであると認識した上で、実態に応じて年間3回実施する。  
(6月・11・2月)
- ・教育相談期間(年3回)を設けて、全児童を対象とした教育相談を実施する。
- ・日常生活の中での教職員の声かけ等、子どもが日頃から気軽に相談できる環境をつくる。